



工事<sup>しゅん</sup>竣功期間伸長許可申請書

上 総 第 3 号  
平成27年5月18日

山口県知事

村岡 嗣政 様

申請者 所在地 広島県広島市中区小町4番33号  
名 称 中国電力株式会社  
代表者 氏 名 取締役社長 荻 田 知 英

公有水面埋立法第13条ノ2第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

1. 工事竣功期間伸長の内容

「着手した日から起算して3年以内」を「着手した日から起算して8年8月以内」とする。

2. 工事竣功期間伸長の理由

平成24年10月5日付け上総第1号により竣功期間伸長許可申請を行っているが、許可されていないため、同申請とあわせて竣功期間伸長許可申請を行う。

(1) 指定期間内に工事を竣功できなかった理由

平成24年10月5日付け上総第1号のⅡBの1に記載したとおりであり、その後6回の補足説明において説明しているとおりである。なお、平成24年10月5日付け上総第1号による申請について許可されていないので、平成24年10月7日以降埋立てに関する工事を進めることができない状況にある。

(2) 指定期間内竣功を阻害した要因の解消の度合


平成24年10月5日付け上総第1号のⅡBの2に記載したとおりであり、その後6回の補足説明において説明しているとおりである。

(3) 埋立てを継続して行う必要性

平成24年10月5日付け上総第1号のⅡBの3に記載したとおりであり、その後6回の補足説明において説明しているとおりである。

(4) 伸長期間の設定理由

平成24年10月5日付け上総第1号のⅡBの4に記載したとおりであり、その後6回の補足説明において説明しているとおりであるが、平成24年10月5日付け上総第1号による申請について許可されていないので、当初申請した竣功期間内に竣功する見込みがなく、現在から3年間の期



間伸長が必要となったため、着手の日から8年8月を竣功期限とした。

3. 埋立ての免許の年月日及び番号

平成20年10月22日 指令平20港湾第442号

4. 添付図書の目録

- ①実測平面図（内容不変につき添付省略）
- ②設計概要説明書
- ③資金計画書
- ④処分計画書（自社発電所用地として使用するため該当なし）
- ⑤直前3月以内に撮影した埋立区域等の写真
- ⑥埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類
- ⑦環境保全に関し講じる措置を記載した図書（変更となる内容のみ記載）

以上